

国民年金のお知らせ

ご不明な点や手続きの詳細については、お問い合わせください。



問合せ先

免除等 市役所医療年金課年金係 (☎31-4532)

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ 日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル (☎0570-003-004)

申請書の郵送等 日本年金機構 釧路年金事務所国民年金課 (☎25-1521※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください。)

2024 (令和6) 年度国民年金保険料について

2024 (令和6) 年度の国民年金保険料は1カ月1万6,980円です。納付書払いの方へは4月上旬に、2024 (令和6) 年度の国民年金保険料納付書 (2024 (令和6) 年4月分から2025 (令和7) 年3月分まで) が日本年金機構から順次送付されます。

納付書が届きましたら、納付期限までに下記の方法で納付してください。

- ・金融機関、郵便局で納付
- ・コンビニエンスストアで納付
- ・電子納付 (Pay-easy) で納付
- ・スマートフォンアプリを使用した電子決済で納付

また、保険料を前納すると割引率が適用されるのでお得です。納付方法によって割引額が異なりますので、市役所または年金事務所へご相談ください。

国民年金保険料の学生納付特例について

【制度内容】

学生で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により承認されると保険料の納付が「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給資格期間の確保だけでなく、万一の事故などにより障がいを負ったときの障害年金の受給資格を確保することができます。

※学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。

【対象となる方】

- ・大学 (大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校 (学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程) に在学している
- ・本人の前年等の所得が一定額以下

※学生納付特例制度の対象となる学校は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

【特例の承認期間】

- ・毎年度申請が必要ですので、学生納付特例を希望する場合は、4月以降速やかに申請してください。

※2023 (令和5) 年度に学生納付特例が承認されている方で、2024 (令和6) 年4月以降も在学予定の方は、はがきの申請書が送付されます。

- ・過去期間は申請受理日から2年1カ月前 (すでに保険料が納付済みの期間を除く) まで申請できます。

【必要なもの】

- ・本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ・基礎年金番号の分かるもの
 - ・在学期間が分かる学生証 (両面のコピー可) または在学証明書 (原本)
- ※手続きに必要なものは、状況により異なりますので、市役所または年金事務所へご相談ください。

【手続き先】

市役所または年金事務所

国民年金保険料の「追納制度」について

【制度内容】

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。そのため、後から保険料を納付 (追納) することにより、老齢基礎年金額を増やすことができます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。

保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

【問合せ先】

年金事務所

会社を退職したときの年金の手続きについて

退職された方およびその方に扶養されている配偶者で、60歳未満の方は、年金の切り替え手続きが必要です。市役所または年金事務所でお早めに手続きをお願いします。

【必要なもの】

- ・本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ・基礎年金番号の分かるもの
 - ・厚生年金保険の喪失日が分かる書類など
- ※手続きに必要なものは、状況により異なりますので、市役所または年金事務所へご相談ください。

【手続き先】

市役所または年金事務所

市役所の組織・機構を改編します

問合せ 市役所行財政改革推進室 (☎31-4592)



市では、より効果的・効率的に業務を行うため、4月1日(月)から組織・機構の改編を行います。主な内容は下記をご覧ください。

▶ 係の新設・再編

● 救急担当を新設 (中央消防署)

平日の日中時間帯に運用する救急隊の新設に伴い、「救急担当」を新設します。

● 上下水道担当に統合再編 (音別上下水道課)

業務の効率化を図るため、上下水道担当と工業用水道担当を「上下水道担当」に統合再編します。

▶ 係制の導入

係制とは？

係制とは課に係を設け、係に1人の総括係長を置く組織体制のことをいいます。

導入する目的は？

係をマネジメントする総括係長を置くことで、これまで以上に責任をもって業務に取り組み、さらなる行政サービスの向上を図る組織体制とすることにあります。

係の名称は？

「〇〇課△△担当」から「〇〇課△△係」に名称が変わります。なお、執務場所や連絡先については、変更 (係制の導入に伴うもの) はありません。

係への移行期間は？

2024 (令和6) 年度から3年をかけて全ての担当を係に移行する予定です。

※2024 (令和6) 年度に係に移行する担当は、市ホームページをご覧ください。

☎https://www.city.kushiro.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/007/071/020.pdf

市ホームページ

